

財務諸表の確認

	財務諸表 確認事項		チェック	備考
提出書類	提出期限の遵守 (法第 34 条)	財務諸表及び添付書類の当該事業年度の終了後 3 か月以内の提出	○	6月 27 日に提出
	すべての必要な書類の提出(法第 34 条及び吹田市地方独立行政法人法施行細則第 10 条)	財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書) 添付書類 (事業報告書、決算報告書、監事の意見書)	○	すべて提出済み
財務諸表の整合	事業年度の整合性 「地方独立行政法人会計基準」の整合(法第 33 条)	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日(法第 32 条)	○	整合性を確認
		重要な会計方針、表示科目、注記等の遺漏の確認	○	明らかな遺漏は見当たらない
		合計等の基本的な計数の整合	○	基本的な計数の整合を確認
		主要表と附属明細書、その他書類間の整合	○	主要表との数値の整合を確認
監事の意見	意見書	考慮すべき監事の意見の確認(法第 34 条 2)	○	特になし
		監事の設立団体の長への意見提出(法第 13 条)	○	意見提出はなし
その他	短期借入金の限度額超過の有無(法第 41 条)等		○	短期借入金等はなし